

アーコニック・ジャパン株式会社 - 補足的取引条件

以下に定める条件は、売主の製品の販売に関して適用されるものであり、以下に定める条件が規定される以前に売主と買主の間で締結された販売条件に付加されるものです。買主からの注文に対して、売主は、買主が本書に定める販売条件を承諾することを条件として、当該注文に応じるものであり、また、本書に定めている販売条件に追加する条件あるいは異なる条件については、それが買主の注文書その他の文書に規定されているかどうかに関わらず、売主はそれに対して異議を唱えるものではありません。買主の注文書またはその他の文書に規定された条件に対して売主が異議を唱えなかったとしても、売主が以下に定める販売条件を放棄したとみなされるものではありません。

- 1. 受諾** 売主が注文を受諾するのは、買主が以下に定める補足的販売条件(以下「本補足条件」といいます)のすべてに従うことを合意することを前提とします。本補足条件と相違したり、それに付加されるような取引条件がある場合には、本補足条件が優先して適用されます。売主は、本補足条件と相違したりそれに付加されるような条件に対しては、異議を唱えるものであり、本補足条件は、売主が署名する書面によってのみ変更することができます。
- 2. 遅延** 表記の納品日または出荷日はすべて予定にすぎません。売主は、注文を実行する際の遅延については責任を負担せず、また、当該遅延によって生じる損失または損害について責任を負うものではありません。また、当該遅延は注文の取消理由にはならないものとします。
- 3. 不可抗力** 売主は、事故、労働争議、混乱、ストライキもしくは労働力の不足、材料、燃料もしくは電力の不足、火災、洪水もしくはその他の天災、買主の行為もしくは不作為、輸送の遅延もしくは輸送機関の欠如、政府のために必要とされ、要求されもしくは認められる優先事項、法律もしくは法律に基づく規則もしくは規制により課せられる制限、またはこれらに類似もしくはこれらとは異なる事由であって売主の合理的なコントロールの及ばない事由を原因として、本注文に応じるのが遅延し、または本補足条件に基づく義務を履行することができない事態に陥ったとしても、当該遅延または不履行に対する責任を負わないものとします。
- 4. 限定的な保証; 保守マニュアル** 売主は、買主に対し、普通トラック、大型トラック、トレーラーおよびバス用に日本で販売しているアルコアのアルミニウム製ホイールの新商品(以下「ホイール」といいます)は、その材料および製造に関して瑕疵がないことを保証いたします。材料および製造上の瑕疵を原因として通常の使用および利用ができないホイールについては、売主は、無償で、売主の判断に従い、修理または交換することを約します。ホイールは、製品に表示されている製造日から60ヶ月を保証期間とします。

売主は、以下に挙げるような誤用または乱用のあったホイールについては、保証をせず、また、当該ホイールの修理、交換または調整をいたしません。

(a)米国におけるタイヤ・リム協会または日本の日本自動車タイヤ協会(JATMA)の推奨する基準に照らして大きすぎるタイヤの使用; (b)売主が指定した最大ホイール荷重を超える負荷; (c)売主が指定した適用最大空気量を超えた加圧; (d)改造、または溶接もしくは矯正などの処理を加えることによる、ホイールのオリジナル状態からの変更; (e)タイヤの発火、ブレーキの発火、重大なブレーキシステムの停止もしくは異常停止、または空気量の抜けたタイヤで走行するなどの事故や異常なまたは過酷な運転状況; (f)アルコアのホイールサービスマニュアル、売主技術会報およびその他の売主の資料に記載された保守その他の指図および注意事項の不遵守。推奨される保守作業には、適切なトルクの使用、定期的な洗浄、研磨、バルブの交換、損傷および緩んだラグナットの定期的な検査、ならびにリムフランジの損耗検査および手続を含むが、これらに限りません; (g)不適切な保守、清掃、道路の堆積物、縁石、事故または運転に起因するへこみ、傷およびその他表面の汚れ; (h)リムフランジの損耗(デュラ・フランジを除く); (i)研磨剤、研磨ブラシ、スチールウール、研磨パッドまたは強い薬品(酸性またはアルカリ性)を使用し、た洗浄に起因する損傷

売主は、ホイールが特定の目的に最適の商品であるとか、当該目的に適合したものであるかどうかについては、一切の保証をすることはなく、また、本補足条件に明示的に定めているものを除いては、明示か黙示かを問わず、一切の保証を行うものではありません。売主は、保証に違反した場合でも、付随的損害または派生的損害に対する責任は一切負わないものとし、売主の負う責任および買主が受けることができる唯一の救済措置は、本条による限定的な保証に定めているホイールの修理または交換に限定されるものとします。

本条による限定的な保証は、アルコアホイールサービスマニュアルとともに用いられるべきものです。当該マニュアルには、重要な安全情報および注意事項が定められており、当該情報を精読のうえ理解していなければ、重大な傷害または死亡に至ることがあります。アルコアホイールサービスマニュアルをお持ちでない場合には、無償で、www.Alcoa.com/Alcoawheels/europe/en/info_page/technical.aspにアクセスして、またはアーコニック・ジャパン株式会社(電話番号(03) 3539-6630または下記の住所)に連絡して入手することができます。

アーコニック・ジャパン株式会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-7 NBF日比谷ビル1013

5. 責任の制限

(a) 不適切な商品もしくは欠陥のある商品または売主の保証違反があった場合の売主の責任および買主の唯一の救済は、売主の選択による以下のいずれかに明示的に限定されるものとします。それは、(i) 不適切商品もしくは欠陥商品の修理、(ii) 不適切商品もしくは欠陥商品の買主の施設での適合商品との交換、または(iii) 購入代金のうち不適切商品もしくは欠陥商品に対する代金分の返金、です。上記の修理、交換または返金は、不適切商品または欠陥商品が返品された場合に限り行うものとし、返品は、売主が検査の上、売主が交付する確定的な引渡指図書を買主が受領した後に限って、売主の費用負担で行うことができます。

(b) 売主は、(i) 契約もしくは保証の違反、不法行為(過失および厳格責任を含む)もしくは売主が販売する商品もしくは提供するサービスに関する法理論またはそれに関する引受事務、行為や懈怠、(ii) 欠陥商品もしくは不適切商品の提供、(iii) 本補足条件の規定もしくは両当事者間で交わした適用ある合意の違反、または(iv) 本注文もしくは本注文に係る売主の履行に起因しもしくは関して生じる請求(種類のいかなるを問わない)についても、付随的損害、派生的損害、間接損害、特別損害、偶発損害または懲罰的損害賠償に対する責任を負わないものとします。

本補足条件および両当事者間で交わした適用ある合意に起因して生じる売主の責任は、当該責任の根拠となる商品の購入価格に限定されるものとします。買主は、商品を単独でかあるいは他の商品と併用して使用したかどうかを問わず、売主の商品の使用に起因し、関係し、または由来して生じた対人または対物の損失、損害または傷害に対して、上記以外の全ての責任を負うものとします。

6. 補償 買主は、自らのまたはその承継人、譲受人、代理人、顧客、代表者もしくは従業員からの行為または不作為の結果、またはかかる行為または不作為を原因とし、これに起因しもしくは関して、売主、その現在または将来の役員、取締役、従業員、代理人、子会社、関連会社、承継人および譲受人のいずれかまたは全員が被り、負担し、責任を負い、または支払った一切の責任(過失または厳格責任に係る責任を含むが、これらに限らない。)、要求、訴訟、違約金、罰金、科料、請求、損失、損害、訴訟および費用について、関係する責任の根拠または法原則に関わらず、売主、その現在または将来の役員、取締役、従業員、代理人、子会社、関連会社、承継人および譲受人を免責し、これらの者に責任を負わせず、補償し、防御するものとします。買主は、自らの従業員による売主に対する請求についての労働者災害補償法に基づき法令を遵守している使用者として、受動的か能動的かを問わず、一切の過失行為に関する免責特権を、これが本補償義務に基く財産回復または本補償義務の執行を妨げない限りはこれらに影響する範囲で、明示的に放棄することに同意し、ここに放棄します。この権利放棄は、買主の従業員から第三者に対して申し立てられた請求に関する責任について、適用ある法令規則に基づき使用者に認められる免責特権に適用されるものとします。本条に定める義務は、買主の保険付保義務に追加するものであり、従業員への給付に関する法律に基づいて買主が支払義務を負う損害賠償、補償または手当の金額または種類に対するいかなる制限によっても変更されないものとします。

7. 保険 買主は、賠償請求があった場合にそれに応じられる十分かつ適切な保険による保障を自らの費用負担で常に維持するものとします。

8. 権利放棄 本補足条件の規定およびその違反については、以前に当該規定あるいは規定の違反について権利放棄がなされたとしても、そのことを理由に、権利が放棄されたものとはみなされるものではありません。

9. 譲渡 買主は、売主から事前に書面で同意を得ない限り、本注文を譲渡、移転(法律の適用または買主の支配権の移転の場合を含む。)することはできません。

10. 可分性 本補足条件中の規定が、全部または一部効力を有さないこととなっても、当該規定の残りの部分及び他の規定には影響が及ばないものとします。

11. 一体性 本補足条件は、本書に添付し本書の一部を構成する売主の添付書類を含めて、両当事者間の完全な合意事項を形成するものであり、本補足条件の対象事項に関してそれ以前に口頭または書面で交わされた合意事項に代替するものです。

12. 反社会的勢力

(a) 定義

(i) 本補足条件において、「反社会的行為」とは、(a)暴力的な要求行為; (b)法的な責任を超えた不当な要求行為; (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為; (d)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為; (e) その他前各号に準ずる行為をいい、また、「反社会的勢力」とは、(a)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)に定義される暴力団をいう; (b)暴力団員; (c)暴力団準構成員; (d)暴力団関係企業; (e)総会屋等、社会運動等標ぼう団または特殊知能暴力集団等のメンバー; (f)その他前各号に準ずる者をいうものとします。

(b) 表明

買主は、買主及びその子会社、関連会社、取締役、役員、従業員または議決権株式の25%以上を保有する株主(以下、本条において「関係者」といいます)は、反社会的勢力に該当するものではなく、また、自らまたは第三者を通じて反社会的行為を行っていないことを表明いたします。

(c) 情報の提供

買主は、反社会的勢力や反社会的行為への該当性を売主が確認する目的のために、(12(b)に定義された)関係者に関する情報や書面(登録された主たる事務所や住居の住所、正式名称、生年月日等)を売主に対して交付するものとします。

(d) 解約

万一買主が反社会的勢力のメンバーに該当したり、反社会的行為を行ったり、前記の表明や情報提供において虚偽の告知を行った場合には、売主は本補足条件及びこれによりなされた本注文を取り消すことができます。

(e) 損害賠償

12(d)の定めによって買主に損害が生じたとしても、買主は売主に対していかなる請求もすることができません。また、12(d)の定めによって売主に損害が生じた場合には、買主は当該損害に対して責任を負担するものとします。

13. 法律の遵守

本注文に従って提供される商品、サービスおよび情報は、買主が米国の海外腐敗行為防止法ならびにその他適用ある汚職行為防止法/規則、ならびに日本および米国の輸出入に関する法律および規則のすべてを遵守することを前提として提供されるものです(また、買主は、その他関係する国の汚職行為防止および輸出入に関する規則および規制の適用を受けることもあります)。

14. 適用法

すべての注文、本補足条件および両当事者間で交わされた適用ある合意は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。売主および買主は、本補足条件に起因しもしくは関連する紛争もしくは請求、または本補足条件の違反が生じた場合には、東京地方裁判所の第一審の専属管轄権に服することを合意します。